

お尋ねのあった法改正案につき、下記の通り意見を述べます。

- 富山県・被害者自助グループ「小さな家」

自動車運転過失致死傷罪の新設

自動車の運転に必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役、若しくは禁固、又は100万円以下の罰金に処するものとする。

・これまでの、業務上過失致死傷罪は「業務上」という意味不明な表現があり、しかも交通事故は民事や保険で保障があるという認識が刑罰を軽くしていたと考えられます。また、[下記](#)の[危険運転致死傷罪](#)は罰則の適用に困難な面がある、と司法関係者からも聞いています。それは、かつて現行の罰則が施行されて1年後の読売新聞の調査で、悪質な飲酒運転を含む危険運転事件の中の約66%が業務上過失致死傷罪で裁かれていた、という現実からも窺えます。しかも、実際の刑事法廷での判決は非常に加害者に甘く、到底、被害者・遺族の納得のいかない例が多かったです。

・新設の自動車運転過失致死傷罪についても、慌てて作ろうとし

た拙速感が否めませんが、これまでの業務上過失致死傷罪よりは
かなりましだと言えます。

《参考》、アメリカの飲酒運転、薬物服用運転等についての罰則は
州によって異なるが、MADD（飲酒運転に反対する母親の会）
が20年前に全米で飲酒運転撲滅の活動をし始めてからは厳しく
改正された（州ごとの飲酒事故・事件の罰則は が保管中）。

・少なくとも、刑法208条2項が施行された直後は悪質な事件・
犯罪が減少した、という統計上の事実が残っているので、交通犯
罪への罰則は厳しくすべきです。この上は、一日も早い法改正を
願っています。また、この法が昨年多くの幼稚園児が一度に犠牲
になった事故のような場合にもカバーできるよう、いずれもっと
厳しいものに再改正されることを期待します。

危険運転致死傷罪（刑法208条2項）の改正

刑法208条の2中「4輪以上の自動車」を「自動車」に改める
ものとする。

・これは、私たち全国の飲酒運転被害者・遺族等が罰則の強化を
求めて署名活動を行い、当時の森山真弓法務大臣に面会し14万
人分の署名を手渡して誓願した結果改正に繋がった歴史的な罰則

でした。そのときに自動2輪が悪質な暴走行為をしているのに何故これが除外されたのか、と奇異な感じを受けたものです。

・この度の改正でようやく自動2輪（サイドカー等）にまで適用されることは当然で、誠に嬉しい限りです。早々の実施を期待しています。